

平成23年7月8日

経済部観光振興監決定

平成24年 8月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成25年11月 7日一部改正

平成26年1 月20日一部改正

北海道アウトドアガイド資格認定等実施要領

第1 趣旨

この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2の2の（2）及び3の（2）の規定に基づき、北海道アウトドアガイド資格（以下「ガイド資格」という。）の認定及び北海道アウトドア検定の合格認定（以下「検定合格認定」という。）を行うに当たり、認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項を定める。

第2 ガイド資格の認定

1 ガイド資格の認定の区分

ガイド資格の認定は、別表1に定める資格に区分して行う。

2 ガイド資格の認定

(1) 認定試験

ア ガイド資格の認定試験（以下「認定試験」という。）は、筆記試験及び実技試験により実施する。

イ 認定試験は、筆記試験については、要綱第3の1に規定する北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）が実施するものとし、実技試験については、業務センター及び要綱第3の2に規定する分野別試験実施団体（以下「分野別団体」という。）の両者又はいずれかが実施するものとし、認定試験を受けようとする者は、業務センター又は分野別団体の定めるところにより、申し込むものとする。

ウ 認定試験の標準は、別に定める。

エ 業務センター及び分野別団体は、この要領の定めるところにより、認定試験に係る審査基準及び実施要領を定め、知事の承認を得るものとする。

なお、業務センター及び分野別団体は、認定試験に係る審査基準及び実施要領を変更するときは、知事の承認を得なければならない。

オ 認定試験は、原則として年1回以上実施する。

カ 認定試験の受験資格等は、別表2に掲げるとおりとする。

(2) 認定試験の免除

認定試験の実施に当たり、別表3に掲げる者は、それぞれ該当する欄の試験を免除することとし、当該試験を合格したものと見なすことができるものとする。

(3) 合格証書の交付

ア 業務センター及び分野別団体は、筆記試験又は実技試験ごとに合否の判定を行い、合格した者には、別に定めるところにより合格証書を交付するとともに、北海道アウトドアガイド認定試

験合格者名簿（別記第1号様式）に登載するものとする。

イ 業務センター及び分野別団体は、合格者決定後速やかに、北海道アウトドアガイド資格認定試験合格者報告書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(4) 合格証書の有効期限

合格証書の有効期限は、合格発表の日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(5) ガイド資格の認定の要件

知事は、筆記試験及び実技試験とも合格した者又は合格したものと見なすことができる者であり、かつ、次に掲げるすべての要件を満たす者について、申請に基づきガイド資格の認定を行う。

ア 過去にガイド資格を取り消されたことがないこと。

イ 救急員養成講習（日本赤十字社）、上級救命講習（消防）、MFA ベーシックプラスコース又はこれらと同等以上の内容と認められる講習等（以下「救命救急に関する講習等」という）を資格の認定に係る申請書の提出時を基準として、直近2年以内に受講している者（有効期間が設定されているものは、有効期間内であるもの）又は指導者資格保有者であること。

(6) ガイド資格の認定の申請

筆記試験及び実技試験とも合格し、救命救急に関する講習等を受講している者又は指導者資格保有者（以下「資格認定申請者」という。）は、北海道アウトドアガイド資格認定申請書（別記第3号様式。以下「資格認定申請書」という。）に筆記試験及び実技試験の合格証書の写し並びに救命救急に関する講習等の受講証又は指導者資格を保有していることを証する資格証等の写しを添えて、ガイド資格の認定を申請することができる。ただし、(2)の規定により試験の免除を受けようとする者は、筆記試験及び実技試験の合格証書の写しの全部又は一部に代えて、別表3に掲げる申請に必要な書類を資格認定申請書に添付し、申請することができる。

(7) 資格認定申請書の提出

資格認定申請者は、資格認定申請書を業務センターに提出するものとし、資格認定申請書の提出を受けた業務センターは、必要書類及びガイド資格の認定の要件を満たしていることを確認の上、知事に進達するものとする。

(8) 認定証等の交付

知事は、資格認定申請の進達があったときは、必要書類を確認し、ガイド資格の認定の要件を満たしていることを審査の上、ガイド資格を認定した者に北海道アウトドアガイド資格認定証（別記第4号様式。以下「ガイド資格認定証」という。）及び北海道アウトドアガイド証（別記第5号様式。以下「ガイド証」という。）を交付する。

(9) 資格認定者名簿への登載等

知事は、ガイド資格を認定した者を北海道アウトドアガイド資格認定者名簿（別記第6号様式）に登載し、業務センターにガイド資格を認定した者等について通知するものとする。

(10) 認定証及びガイド証の書換え、再交付

ガイド資格認定証及びガイド証の交付を受けた者は、氏名を変更したとき又はガイド資格認定証若しくはガイド証を滅失し、若しくは損傷したときは、北海道アウトドアガイド資格認定証等書換え・再交付申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、ガイド資格認定証若しくはガイド証の書換え又は再交付を受けることができる。

3 ガイド資格の更新

(1) ガイド資格の有効期限

ガイド資格の有効期限は、認定の日から筆記試験又は実技試験の合格証書の有効期限のうち、

いずれか遅い日までとし、3年ごとに更新することができるものとする。

なお、有効期限の異なる複数の資格区分に係るガイド資格を有する場合であって、本人が当該ガイド資格を同時に更新することを希望するときは、当該ガイド資格のうち有効期限が最も早い時期となっているものを基準に、同時に更新することができるものとする。

(2) ガイド資格の更新の要件

ガイド資格の更新を行おうとする者は、保有するガイド資格の有効期限（有効期限を過ぎて更新する場合は、更新申請に係る書類の提出日）を基準として、直近3年以内に救命救急に関する講習等を受講し、又は指導者資格保有者であることとする。

なお、有効期間が設定されている講習等にあつては、その有効期間内において受講しているものとして認めるものとする。

(3) ガイド資格の更新の期限

ガイド資格の更新については、ガイド資格の有効期限を過ぎて3年を経過しない場合において認めるものとする。この場合の有効期限は、定められた期限内に更新を行った場合の有効期限と同じ期限とする。

(4) ガイド資格の更新の申請

ガイド資格の更新を行おうとする者（以下「更新申請者」という。）は、業務センターが更新対象者を対象に実施する講習を受講し、指定の期日までに、北海道アウトドアガイド資格更新申請書（別記第8号様式。以下「更新申請書」という。）にガイド資格認定証の写し及び（2）の救命救急に関する講習等の受講証又は指導者資格を保有していることを証する資格証等の写しを添えて提出するものとし、更新申請書等の提出を受けた業務センターは、必要書類や更新の要件を満たしていることを確認の上、知事に進達するものとする。

(5) 更新の承認

知事は、更新申請書等の進達があつたとき、必要書類を確認し、更新の要件を満たしていることを審査の上、更新を認めた者にガイド資格認定証及びガイド証を交付する。

4 ガイド資格の認定の取り消し

(1) 知事は、ガイド資格の保有者が当該資格の信用を著しく傷つけた場合にあつては、ガイド資格の更新を認めず、又はガイド資格の認定を取り消すことができるものとする。

(2) 知事は、前号の規定により認定を取り消そうとするときは、当該ガイド資格の保有者にその旨通知するとともに、必要に応じ事情を聴取するものとする。

(3) 知事は、（1）の規定により資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知し、遅滞なくガイド資格認定証及びガイド証の返納を求めるものとする。

第3 検定合格認定

1 検定合格認定の実施

(1) 北海道アウトドア検定

ア 北海道アウトドア検定は、基礎分野及び応用分野に区分し、筆記による検定試験（以下「検定試験」という。）により実施する。

イ 検定試験は、業務センターが実施するものとし、検定試験を受けようとする者は、業務センターの定めるところにより申し込むものとする。

ウ 検定試験の標準は、別に定める。

エ 業務センターは、この要領に定めるところにより、検定試験に係る審査基準及び実施要領を定

め、知事の承認を得るものとする。

なお、業務センターは、検定試験に係る審査基準及び実施要領を変更するときは、知事の承認を得なければならない。

オ 検定試験は、原則として年1回以上実施する。

カ 検定試験の受験資格等は、別表2に掲げるとおりとする。

(2) 検定試験の免除

検定試験の実施に当たり、別表3に掲げる者は、検定試験の全部又は一部を免除することとし、当該試験を合格したものと見なすことができるものとする。

(3) 合格証書の交付

ア 業務センターは、検定試験の合否の判定を行い合格した者には、別に定めるところにより合格証書を交付するとともに、北海道アウトドア検定試験合格者名簿（別記第9号様式）に登載するものとする。

イ 業務センターは、合格者決定後速やかに、北海道アウトドア検定試験合格者報告書（別記第10号様式）を知事に提出するものとする。

(4) 合格証書の有効期限

合格証書の有効期限は、合格発表の日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(5) 検定合格認定の要件

知事は、検定試験に合格した者又は合格したものと見なすことができる者であり、かつ、救命救急に関する講習等を検定合格認定に係る申請書の提出時を基準として、直近2年以内に受講している者（有効期間が設定されているものは、有効期間内であるもの）又は指導者資格保有者である者について、申請に基づき検定合格認定を行う。

(6) 検定合格認定の申請

検定試験に合格し、救命救急に関する講習等を受講している者又は指導者資格保有者（以下「検定合格認定申請者」という。）は、北海道アウトドア検定合格認定申請書（別記第11号様式。以下「検定合格認定申請書」という。）に検定試験の合格証書の写し及び救命救急に関する講習等の受講証又は指導者資格を保有していることを証する資格証等の写しを添えて、検定合格認定を申請することができる。ただし、(2)の規定により検定試験の免除を受けようとする者は、検定試験の合格証書の写しに代えて、別表3に掲げる申請に必要な書類を検定合格認定申請書に添付し、申請することができる。

(7) 検定合格認定申請書の提出

検定合格認定申請者は、検定合格認定申請書を業務センターに提出するものとし、検定合格認定申請書の提出を受けた業務センターは、必要書類及び検定合格認定の要件を満たしていることを確認の上、知事に進達するものとする。

(8) 認定証の交付

知事は、検定合格認定申請の進達があったときは、必要書類を確認し、検定合格認定の要件を満たしていることを審査の上、検定合格認定を行った者に北海道アウトドア検定合格認定証（別記第12号様式。以下「検定合格認定証」という。）を交付する。

(9) 検定合格認定者名簿への登載等

知事は、検定合格認定した者を北海道アウトドア検定合格認定者名簿（別記第13号様式）に登載し、業務センターに検定合格認定した者等について通知するものとする。

(10) 認定証の書換え、再交付

検定合格認定証の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は検定合格認定証を滅失し、若しくは損傷したときは、北海道アウトドア検定合格認定証書換え・再交付申請書（別記第14号様式）を道に提出し、検定合格認定証の書換え又は再交付を受けることができる。

2 検定合格認定の更新

(1) 検定合格認定の有効期限

検定合格認定の有効期限は、認定の日から検定合格証書の有効期限の日までとし、3年ごとに更新することができるものとする。

(2) 検定合格認定の更新の要件

検定合格認定の更新を行おうとする者は、保有する検定合格認定証の有効期限（有効期限を過ぎて更新する場合は、更新申請に係る書類の提出日）を基準として、直近3年以内に救命救急に関する講習等を受講し、又は指導者資格保有者であることとする。

なお、有効期間が設定されている講習等にあつては、その有効期間内において受講しているものとして認めるものとする。

(3) 検定合格認定の更新の期限

検定合格認定の更新については、検定合格認定証の有効期限を過ぎて3年を経過しない場合において認めるものとする。この場合の有効期限は、定められた期限内に更新を行った場合の有効期限と同じ期限とする。

(4) 検定合格認定の更新の申請

検定合格認定の更新を行おうとする者は、業務センターが指定する期日までに、北海道アウトドア検定合格認定更新申請書（別記第15号様式。以下「検定合格認定更新申請書」という。）に検定合格認定証の写し及び（2）の救命救急に関する講習等の受講証又は指導員の資格を保有していることを証する資格証等の写しを添えて提出するものとし、検定合格認定更新申請書等の提出を受けた業務センターは、必要書類や更新の要件を満たしていることを確認の上、知事に進達するものとする。

(5) 更新の承認

知事は、検定合格認定更新申請書等の進達があつたとき、必要書類を確認し、更新の要件を満たしていることを審査の上、更新を認めた者に検定合格認定証を交付する。

第4 認定試験受験料、資格認定申請手数料等

1 認定試験受験料等

認定試験及び検定試験の受験料等の額は、業務センター及び分野別団体が定めるものとし、その定めた金額を知事に報告するものとする。

2 資格認定申請手数料等

認定証やガイド証の交付を伴う資格の認定及び検定合格認定の申請、認定証及びガイド証の書換え、再交付等に要する手数料は、北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）第2条の規定に基づき、同条例の別表に定める額に相当する額面の北海道収入証紙を北海道収入証紙貼付用紙（別記第16号様式）に貼付して道に納付するものとする。

第5 書類の保存

業務センター及び分野別団体は、認定試験の申請書等にあつては、3年保存し、又は知事若しくは知事の指定する者に引き継ぐものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、ガイド資格の認定及び検定合格認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要領は、平成23年7月8日から施行する。
- この要領の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に北海道アウトドア資格制度実施要綱（平成21年3月31日付け経済部参事監決定。以下「旧要綱」という。）第5条に規定する運営団体として指定されていた団体（以下「運営団体」という。）から北海道アウトドアガイド資格認定証書の交付を受け、次表の左欄に掲げるガイド資格の認定を受けている者は、その有効期限内において同表の当該右欄に掲げるこの要領に定めるガイド資格の認定を受けているものとする。

山岳（夏山）ガイド	山岳（夏山）ガイド
山岳（冬山）ガイド	山岳（冬山）ガイド
自然ガイド	自然ガイド
カヌーガイド	カヌーガイド
カヌージュニアガイド	カヌージュニアガイド
ラフティングガイド	ラフティングガイド
ラフティングジュニアガイド	ラフティングジュニアガイド
トレイルライディングリーダー	トレイルライディングガイド
トレイルライディングアシスタント	トレイルライディングジュニアガイド

- 施行日の前日において、現に運営団体から交付を受けている次表の左欄に掲げる北海道アウトドアガイド資格の認定試験に係る合格証書は、その有効期限内において有効であるものとし、同表の当該右欄に掲げるこの要領に定める認定試験又は検定試験の合格証書と同様に取り扱うものとする。

筆記試験（基礎分野）	検定試験
筆記試験（専門分野）	筆記試験
実技試験	実技試験

- 運営団体から認定を受けたガイド資格の有効期限が平成23年3月31日までで、知事が業務センターを初めて認定した日（以下「業務センター認定日」という。）以降においても当該ガイド資格の更新を行っていない者については、第2の3の規定にかかわらず、旧要綱第17条の規定の例によりガイド資格を更新することができるものとする。この場合においてガイド資格の更新は、業務センターが行うものとし、附則第2項中「の前日において、現に北海アウトドア資格制度実施要綱（平成21年4月1日付け経済部参事監決定。以下「旧要綱」という。）第5条に規定する運営団体として指定されていた団体（以下「運営団体」という。）」とあるのは、「以降において、現に業務センター」とする。
- 第2の2の（6）の規定に基づきガイド資格の認定を申請する場合において、第2の2の（5）及び（6）に規定する筆記試験及び実技試験のいずれもが、附則第3項の規定により、この要領に定める認定試験の合格証書と同様に取り扱うものである場合の第2の2の（5）及び（6）の規定の適用については、同規定中「及び実技試験とも」とあるのは、「、実技試験及び第3の1に規定する検定試

験のすべてに」とする。

- 6 業務センター認定日から平成26年3月31日までの間に限り、第2の2の(10)中「又はガイド資格認定証若しくはガイド証を滅失し、若しくは損傷したとき」とあるのは、「ガイド資格認定証若しくはガイド証を滅失し、若しくは損傷したとき又はその他の事情があるとき」とする。
- 7 施行日から平成26年3月31日までの間に限り、別表2(受験資格等)全分野の筆記試験及び実技試験の項に規定する受験資格等「検定合格認定されている者又は検定試験(基礎分野及び応用分野)に合格した者若しくは合格したものとみなすことができる者であること(いずれの認定等も有効期限内にあるものに限る。)」については、検定試験の実施状況、合格状況等を考慮の上、適用しないことができる。

附 則(平成24年7月12日経済部観光振興監決定)

- 1 この要領の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この要領の一部改正の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現にこの要領に定める基礎認定を受けている者は、その有効期限内においてこの要領に定める検定合格認定を受けているものとする。
- 3 施行日の前日において、現に業務センターから交付を受けている検定試験の合格証書については、その有効期限内において有効であるものとし、この要領に定める検定試験の合格証書と同様に取り扱うものとする。

附 則(平成25年3月29日経済部観光振興監決定)

- 1 この要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の一部改正の施行の日から当分の間、人材育成機関において「基礎分野」のプログラムを履修したことを証する北海道発行の履修証明書は、その有効期限内において「アウトドア検定」のプログラムを履修したことを証する北海道発行の履修証明書と同様に取り扱うものとする。
- 3 ガイド資格の有効期限が、施行日前となっている者のガイド資格の更新申請は、一部改正後の第2の3の(4)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年11月7日経済部観光振興監決定)

- 1 この要領の一部改正は、平成25年11月8日から施行する。
- 2 この要領の一部改正の施行の日の前日において、改正前の要綱の規定により認定を受けている者の資格及び有効期限は、なお従前のおりとする。

附 則(平成26年1月20日決定経済部観光振興監決定)

- 1 この要綱の一部改正は、平成26年1月21日から施行する。
- 2 附則(平成25年3月29日経済部観光振興監決定)第3項の適用については、同項中の「施行日前」とあるのは「平成27年3月31日以前」と読み替えるものとする。

別表1 北海道アウトドアガイド資格の区分

分野	資格	内容
山岳（夏山）	ガイド	主に登山道を使用して、利用者を無積雪期に山岳地域に案内し、自然解説や登山技術の指導を行う者
山岳（冬山）	ガイド	かんじき・スノーシュー・スキー等を使用して、利用者を積雪期に山岳地域に案内し、自然解説や登山技術の指導を行う者
自然	ガイド	主に登山道や遊歩道を使用して、利用者に対し自然の案内及び解説を行う者
カヌー	ガイド	カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を河川や湖沼に案内し、操船技術指導や自然解説を行う者
	ジュニアガイド	カヌーガイド資格を有する者の監督の下、カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を河川や湖沼に案内し、操船技術指導や自然解説を行う者
ラフティング	ガイド	ラフトボートを使用し、利用者を河川に案内する者
	ジュニアガイド	ラフティングガイド資格を有する者の監督の下、ラフトボートを使用し、利用者を河川に案内する者
トレイルライディング	リーダー	馬を使用して、利用者を自然の中へ案内する者
	アシスタント	トレイルライディングリーダー資格を有する者の監督の下、トレイルライディングの指導を行う知識と技術を有する者

注) ラフティングガイド及びラフティングジュニアガイドについては、次のとおり営業河川を2グループに分類して、認定を行う。

- ・グループ1 尻別川、空知川、十勝川、釧路川
- ・グループ2 鶴川、豊平川、沙流川、石狩川

別表2 受験資格等

試験	受験資格等
全分野の筆記試験及び実技試験	検定合格認定されている者又は検定試験（基礎分野及び応用分野）に合格した者若しくは合格したものとみなすことができる者であること（いずれの認定等も有効期限内にあるものに限る。）。
山岳（夏山）ガイドの筆記試験及び実技試験	1) 年齢満18歳以上であること。 2) 山中宿泊を伴うコースを20本以上、うち5本以上はテント泊の経験を有すること。
山岳（冬山）ガイドの筆記試験及び実技試験	1) 年齢満20歳以上であること。 2) 山岳（夏山）ガイド資格保有者としてのガイド業務経験を2年以上有すること。
自然ガイド	年齢満18歳以上であること。
カヌージュニアガイドの筆記試験及び実技試験並びにカヌーガイドの筆記試験	1) 満18歳以上であること。 2) 該当するグループ内箇所におけるトレーニングトリップ20回以上、かつ、20時間以上の水上経験を有すること。
カヌーガイドの実技試験	1) 年齢満20歳以上であること。 2) ジュニアガイド資格保有者としてのガイド業務経験を2年以上有する者で、該当するグループ内箇所におけるガイド業務従事回数60回以上又は水上経験60時間以上を有すること。
ラフティングジュニアガイドの筆記試験及び実技試験並びにラフティングガイドの筆記試験	1) 年齢満18歳以上であること。 2) 該当するグループ内河川におけるトレーニングトリップ30回以上、かつ、30時間以上の水上経験を有すること。
ラフティングガイドの実技試験	1) 年齢満20歳以上であること。 2) ジュニアガイド資格保有者としてのガイド業務経験を2年以上有する者で、該当するグループ内河川におけるガイド従事回数200回以上又は水上経験200時間以上を有すること。
トレイルライディングアシスタントの筆記試験及び実技試験並びにトレイルライディングリーダーの筆記試験	1) 年齢満18歳以上であること。 2) 乗馬経験2年以上を有すること。
トレイルライディングリーダーの実技試験	1) 年齢満20歳以上であること。 2) トレイルライディングアシスタント資格保有者としてのガイド業務経験を2年以上有すること。
検定試験	年齢満18歳以上であること。

※ 上の表中、ジュニアガイド又はアシスタント資格保有者としてのガイド業務経験年数については、海外等におけるこれらに相当する業務経験年数を含む。

別表3 試験の免除

免除を受けることのできる者	免除を受けることのできる試験	申請に必要な書類
アウトドア講習の修了認定者 (ただし、講習受講日から3年以内の者)	検定試験（基礎分野に限る。）	認定証の写し
道が登録している人材育成機関（以下「人材育成機関」という。）においてアウトドア検定のプログラムを履修した者	検定試験（基礎分野及び応用分野）	人材育成機関においてアウトドア検定のプログラムを履修したことを証する北海道発行の履修証明書の写し
他の北海道アウトドアガイド（ジュニアガイド資格を含む。）資格を有する者	検定試験（基礎分野及び応用分野）	認定証の写し
人材育成機関において該当する専門分野のプログラムを履修した者	該当分野の筆記試験	人材育成機関において該当する専門分野のプログラムを履修したことを証する北海道発行の履修証明書の写し
公益社団法人日本山岳ガイド協会が認定した国際山岳ガイド、国際アスピラン・ガイド、登攀ガイド、山岳ガイド、登山ガイド（ステージⅡに限る。）の資格を有する者	山岳（冬山）ガイド 筆記試験及び実技試験	公益社団法人日本山岳ガイド協会が認定したガイド資格認定書の写し
公益社団法人日本山岳ガイド協会が認定した国際山岳ガイド、国際アスピラン・ガイド、登攀ガイド、山岳ガイド、登山ガイド、自然ガイド（ステージⅡに限る。）の資格を有する者	山岳（夏山）ガイド 筆記試験及び実技試験	
公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会が認定した乗馬指導者資格を有する者	トレイルライディング リーダー実技試験	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会が認定した乗馬指導者資格認定書の写し
カヌージュニアガイド資格を有する者	カヌーガイド筆記試験	認定証の写し
ラフティングジュニアガイド資格を有する者	ラフティングガイド 筆記試験	
トレイルライディングアシスタント資格を有する者	トレイルライディング リーダー筆記試験	

※ 上の表中、カヌージュニアガイド資格、ラフティングジュニアガイド資格及びトレイルライディングアシスタント資格を有する者に係る試験の免除に関する規定については、平成24年8月前に実施した当該資格取得に係る筆記試験（専門分野）の合格者には適用しない。

別記第1号様式

北海道アウトドアガイド認定試験合格者名簿

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	TEL e-mail	所 属	合格試験区分				備 考
					実施年月日	受験番号	試験区分	有効期限	
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							

北海道アウトドアガイド資格認定試験合格者報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

資格制度業務センター又は
 分野別試験実施団体名
 代表者職・氏名



次のとおり北海道アウトドアガイド資格認定試験の合格者を報告します。

氏名	試験実施年月日	合格試験区分		有効期限
		分野	筆記・実技試験の別	
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日
	平成 年 月 日		筆記・実技	平成 年 月 日

北海道アウトドアガイド資格認定申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

次の北海道アウトドアガイド資格の認定を受けたいので、申請します。

■申請者

ふりがな 氏 名	()
生年月日	大・昭・平 年 月 日 生まれ
住 所	〒 -
電 話	自宅・勤務先 携帯
Eメール	

■認定を受けようとする資格区分名（今回認定を申請する資格区分欄に○をつけてください）

資 格 区 分		資 格 区 分	
<input type="checkbox"/>	山岳（夏山）ガイド	<input type="checkbox"/>	ラフティングガイド（グループ1）
<input type="checkbox"/>	山岳（冬山）ガイド	<input type="checkbox"/>	ラフティングガイド（グループ2）
<input type="checkbox"/>	自然ガイド	<input type="checkbox"/>	ラフティングジュニアガイド（グループ1）
<input type="checkbox"/>	カヌーガイド	<input type="checkbox"/>	ラフティングジュニアガイド（グループ2）
<input type="checkbox"/>	カヌージュニアガイド	<input type="checkbox"/>	トレイルライディングリーダー
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	トレイルライディングアシスタント

■添付書類（合格証書、人材育成機関履修証明書等）

	交付年月日	有効年月日	書類区分・名称
①	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
②	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
③	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
④	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
⑤	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
⑥	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

※ 申請者の写真（申請前3ヶ月以内に、脱帽して正面上半身を撮影したもので、縦3センチメートル、横2.5センチメートルのものをガイド証交付数分）を提出のこと。



北海道アウトドアガイド 資格認定証

氏 名

生 年 月 日

資格取得番号

資格取得分野

有 効 期 限

北海道アウトドアガイド資格を
有する者として認定します

平成 年 月 日

北海道知事 氏 名 印

(表 面)

写 真

縦 3センチメートル

横 2.5センチメートル

北海道アウトドアガイド証


氏 名

生 年 月 日

有 効 期 限

平 成 年 月 日 交 付

北海道知事 印



山 岳	自 然	カヌー	ラフティング	トレイルバイク*
夏山ガイド	ガイド	ガイド	ガイドG 1	リーダー
冬山ガイド		ジュニアガイド	ガイドG 2	アシスタント
			シュアガイドG 1	
			シュアガイドG 2	

(裏 面)

資格取得年月日・資格取得番号・資格分野

・資格取得年月日 平成 年 月 日 第 号 「 」
・資格取得年月日 平成 年 月 日 第 号 「 」
・資格取得年月日 平成 年 月 日 第 号 「 」
・資格取得年月日 平成 年 月 日 第 号 「 」

縦 6センチメートル 横 9センチメートル

別記第6号様式

北海道アウトドアガイド資格認定者名簿

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	TEL e-mail	所 属	取 得 資 格				備 考
					分野・区分	番 号	取得年月日	有効期限	
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							
		〒							

北海道アウトドアガイド資格認定証等書換え・再交付申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

北海道アウトドアガイド資格認定証等の（書換え・再交付）を受けたいので、次のとおり申請します。

■申請者

ふりがな 氏 名	()
生年月日	大・昭・平 年 月 日 生まれ
住 所	〒 -
電 話	自宅・勤務先 携帯

1 資格取得分野名等

資格取得分野名	資格取得年月日	資格番号	有効期限
	平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
	平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日

2 書換え・再交付を要する証等

書換え・再交付の別	書換え・再交付を要する証	備 考
書換え	資格認定証 ・ 身分証	
再交付	資格認定証 ・ 身分証	

※ 書換え・再交付を要する証に○印を付し、備考欄には、複数の資格取得を取得している場合、再交付を要する分野名等を記載すること。

3 変更前氏名 ※ 書換えの場合

4 再交付理由（亡失、損傷等）※ 再交付の場合

※ 書換え、再交付の該当する区分に○印を付けること。

書換え、損傷の場合は、破損した資格認定証又はガイド証を添付すること。

ガイド証の書換え・再交付の場合は、申請者の写真（申請前3ヶ月以内に、脱帽して正面上半身を撮影したもので、縦3センチメートル、横2.5センチメートルのものをガイド証交付数分）を提出のこと。

北海道アウトドアガイド資格更新申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

北海道アウトドアガイド資格の更新について、次のとおり申請します。

■ 申請者

ふりがな 氏 名	()
生年月日	大・昭・平 年 月 日 生まれ
住 所	〒 -
電 話	自宅・勤務先 携帯
Eメール	

■ 保有及び更新資格 (※資格認定証のコピーを添付してください。)

	資格認定年月日	資格有効年月日	資格取得分野	資格取得 番 号	更新
①	平成 年 月 日	平成 年 月 日		第 号	
②	平成 年 月 日	平成 年 月 日		第 号	
③	平成 年 月 日	平成 年 月 日		第 号	
④	平成 年 月 日	平成 年 月 日		第 号	

※ 今回更新する資格について、「更新」欄に○印を付けること。

申請者の写真(申請前3ヶ月以内に、脱帽して正面上半身を撮影したもので、縦3センチメートル、横2.5センチメートルのものをガイド証交付数分)を提出のこと。

■ 救急法講習の受講状況 (※受講証のコピーを添付してください。)

講習名	
受講日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日 (※特に記載のない場合は受講日から3年間)

別記第9号様式

北海道アウトドア検定試験合格者名簿

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	TEL e-mail	所 属	実施年月日	受験番号	有効期限	備 考
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						
		〒						

北海道アウトドア検定試験合格者報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

資格制度業務センター名

代表者職・氏名



次のとおり北海道アウトドア検定試験の合格者を報告します。

氏名	試験実施年月日	有効期限	備考
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

北海道アウトドア検定合格認定申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

次の北海道アウトドア検定合格認定を受けたいので、申請します。

■ 申請者

ふりがな 氏 名	()
生年月日	大・昭・平 年 月 日 生まれ
住 所	〒 -
電 話	自宅・勤務先 携帯
Eメール	

■ 活動分野名

--

※ マウンテンバイク、フィッシング等のガイド活動を行っている分野名を記入し、複数の活動分野がある場合は、それぞれ列記すること

■ 添付書類（合格証書、人材育成機関履修証明書等）

	交付年月日	有効期限	書類区分・名称
①	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
②	平成 年 月 日	平成 年 月 日	



北海道アウトドア検定 合格認定証

氏 名

生 年 月 日

合格認定番号

有 効 期 限

北海道アウトドア検定の
合格者として認定します

平成 年 月 日

北海道知事 氏 名

別記第13号様式

北海道アウトドア検定合格認定者名簿

合格認定 番 号	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	TEL e-mail	所 属	認定(交付) 年 月 日	有効期限	活動分野
			〒					
			〒					
			〒					
			〒					
			〒					
			〒					
			〒					
			〒					
			〒					
			〒					

北海道アウトドア検定合格認定証書換え・再交付申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

北海道アウトドア検定合格認定証の（書換え・再交付）を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者

ふりがな 氏名	()
生年月日	大・昭・平 年 月 日 生まれ
住 所	〒 -
電 話	自宅・勤務先 携帯

2 保有する合格認定証

交付年月日	合格認定番号	有効期限
平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日

3 変更前氏名 ※ 書換えの場合

4 再交付理由（亡失、損傷等）※ 再交付の場合

- ※ 書換え、再交付の該当する区分に○印を付けること。
書換え、損傷の場合は、破損した合格認定証を添付すること。

北海道アウトドア検定合格認定更新申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

北海道アウトドア検定合格認定の更新について、次のとおり申請します。

■ 申請者

ふりがな 氏 名	()
生年月日	大・昭・平 年 月 日 生まれ
住 所	〒 -
電 話	自宅・勤務先 携帯
Eメール	

■ 保有する合格認定証

交付年月日	合格認定番号	有効期限
平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日
平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日

※ 合格認定証のコピーを添付すること

■ 救急法講習の受講状況

講習名	
受講日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日 (※特に記載のない場合は受講日から3年間)

※ 受講証等のコピーを添付すること

